介護老人保健施設長浜ひまわり入所利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設長浜ひまわり（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和　年　月　日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙１、別紙２及び別紙３の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

２　身元引受人は、利用者が本約款上施設に対して負担する一切の債務を極度額５０万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

２　身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除及び入院又は入所による終了）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

①　利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

②　当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

④　利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を２か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合

⑤　利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥　第３条第４項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

２　利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙２の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により送付します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後５年間は保管します。（診療録についても、５年間保管します。）

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な

実費を徴収のうえ、これに応じます。

3　当施設は、身元引受人が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4　前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証人の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5　当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②　居宅介護支援事業所等（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）との連携

③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 10 条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2　当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を

講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条　利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条　介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 14 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

介護老人保健施設長浜ひまわりのご案内
（令和 8 年 4 月 1 日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　介護老人保健施設長浜ひまわり
・開設年月日　平成 13 年 10 月 1 日
・所在地　愛媛県大洲市柴甲 1422 番地 3
・電話番号　0893－59－7220　・ファックス番号　0893－59－7221
・管理者名　米澤　康宏
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（3857780534 号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設長浜ひまわりの運営方針］

「施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。また、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業所、介護保健施設、その他の保健医療福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。」

（３）施設の職員体制（介護老人保健施設、（介護予防）短期入所療養介護）

	員　数	夜　間	業務内容
・管 理 者	1 人		運営規程
・医　　師	1 人以上		運営規程
・看護職員	8 人以上	1 人	運営規程
・介護職員	20 人以上	4 人	運営規程
・支援相談員	1 人以上		運営規程
・理学療法士等	1 人以上		運営規程
・管理栄養士	1 人以上		運営規程
・介護支援専門員	1 人以上		運営規程
・歯科衛生士	1 人以上		運営規程
・その他	1 人以上		運営規程

（４）入所定員等　　・定員　　84 名（うち認知症専門棟　40 名）
　　・療養室　　個室 8 室、２人室 12 室、４人室 13 室

（５）通所定員　　40 名

２．サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案

④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食　 8 時 00 分～ 9 時 00 分

昼食　12 時 00 分～13 時 00 分

夕食　17 時 15 分～18 時 15 分

⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑥ 医学的管理・看護

⑦ 介護（退所時の支援も行います）

⑧ リハビリテーション

⑨ 相談援助サービス

⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑫ 理美容サービス（適宜実施します。）

⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑭ 行政手続代行

⑮ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名　称　大洲記念病院

・住　所　愛媛県大洲市徳森 1512 番地

・協力歯科医療機関

・名　称　山崎歯科クリニック

・住　所　愛媛県大洲市長浜甲 65

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
・　面会は、8 時 30 分～20 時までにお願いします。
・　外出・外泊は、各階に備えてある届出用紙に記入の上、許可を得てからお願いします。
・　飲酒・喫煙は、原則禁止します。
・　設備・備品の利用は、施設の許可を得てから利用してください。
・　所持品・備品等の持ち込み必要最小限でお願いします。また、所持品には名前を必ずつけてください。
・　金銭・貴重品の管理は、原則扶養者でお願いします。
・　外泊時等の施設外での受診は禁止とさせていただきます。やむを得ず受診する場合には、必ず施設の許可を得てからお願いします。
・　宗教活動は禁止します。
・　ペットの持ち込みは、禁止します。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓等
・防災訓練　　年 2 回

＊非常災害対策に関する具体的計画については、当施設の立地条件等から個別に検討し、予想される災害の種別に応じて作成するものとし、災害種別ごとの計画の作成に当たっては、災害の特性を考慮したものとする。

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0893－59－7220）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

８．提供するサービスの第三者評価の実施状況

介護老人保健施設の提供するサービスについて、第三者評価の実施は無し。

９．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙２＞

介護保健施設サービスについて
（令和８年４月１日現在）

１．介護保険証の確認
ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．介護保健施設サービス
当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：
介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：
原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：
心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：
当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

３．利用料金
（１）基本料金
施設利用料
介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの１割自己負担者の料金です。
＊なお、（　　）内については、２割負担者の料金となります。
＊３割負担者の料金は１割負担者の３倍の料金となります。

（一）従来型個室（在宅強化型）ii
・要介護１　　７８８円（１，５７６円）
・要介護２　　８６３円（１，７２６円）
・要介護３　　９２８円（１，８５６円）
・要介護４　　９８５円（１，９７０円）
・要介護５　１，０４０円（２，０８０円）

（二）多床室（在宅強化型）iv
・要介護１　　８７１円（１，７４２円）
・要介護２　　９４７円（１，８９４円）

・要介護３　　１，０１４円（２，０２８円）
・要介護４　　１，０７２円（２，１４４円）
・要介護５　　１，１２５円（２，２５０円）

＊夜勤を行なう職員の勤務条件を満たすと２４円（４８円）加算されます。
＊入所後 30 日間に限って、上記施設利用料に初期加算（Ⅰ）６０円（１２０円）若しくは初期加算（Ⅱ）３０円（６０円）加算されます
＊各単位ごとに固定した職員を配置した認知症専門棟に入所の場合は上記施設利用料に７６円（１５２円）加算されます。
＊外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて３６２円（７２４円）となります。
＊入所予定日前３０日以内又は入所後７日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定等を行った場合に下記の料金が加算されます。
退所を目的とした支援計画の策定に加え生活機能の具体的改善目標及び退所後の生活に係る支援計画の策定等を行った場合　　４８０円（９６０円）
＊退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
①試行的な退所時に指導を行った場合　　４００円（８００円）
②退所時情報提供の場合　　（Ⅰ）５００円（１，０００円）
　　（Ⅱ）２５０円（５００円）
③入退所前連携の場合　　（Ⅰ）６００円（１，２００円）
　　（Ⅱ）４００円（８００円）
④訪問看護指示の場合　　３００円（６００円）
＊入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作成し、それに従いリハビリテーションを行うと加算されます。
①短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）　２５８円（５１６円）
②認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）　２４０円（４８０円）
＊若年性認知症利用者にサービスを行なうと１２０円（２４０円）加算します。
＊ターミナルケアを行なうと死亡日から起算して３１日～４５日については７２円（１４４円）、４日～３０日については１６０円（３２０円）、２日～３日については９１０円（１，８２０円）、死亡日については１，９００円（３，８００円）を加算されます。
＊緊急的な治療管理を行った場合５１８円（１，０３６円）が加算されます。
＊入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、１日につき１１円（２２円）加算されます。
＊栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握した上で、それに基づき計画的な食事の提供等を行うと加算されます。
①経口移行加算　　２８円（５６円）
②経口維持加算　　（Ⅰ）４００円（８００円）／月
　　（Ⅱ）１００円（２００円）／月
③療養食加算　　６円（１２円）／１食
＊口腔衛生の管理体制を整備し状態に応じた管理を行います。また歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に技術的指導等、入所者に対し口腔ケアを行い、口腔衛生等の計画の内容等情報を厚生労働省に情報提供を行った場合は１１０円（２２０円）加算されます。

＊肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪を発症した入所者を施設で対応した場合、１月に１０日を限度として**４８０円**（９６０円）加算されます
＊認知症の症状が悪化し在宅での対応が困難となった入所者の緊急受入れを行った場合７日を限度として**２００円**（４００円）加算されます。
＊入所途中に入院し再入所する際、栄養管理が異なり病院の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合**２００円**（４００円）加算されます。
＊在宅復帰・在宅療養における支援機能を強化した場合**５１円**（１０２円）加算されます。
＊継続的に入所者ごとの褥瘡管理をし、その評価結果等を厚生労働省に提出した場合は以下のいずれかの料金が加算されます。
①褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）　　**３円**（６円）
②褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）　**１３円**（２６円）
＊排せつ介護に対し適切な対応を行う事で、要介護状態の軽減・悪化の防止が見込まれると判断し、支援計画に基づいた支援を継続して実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出した場合は以下のいずれかの料金が加算されます。
①排せつ支援加算（Ⅰ）　**１０円**（２０円）
②排せつ支援加算（Ⅱ）　**１５円**（３０円）
③排せつ支援加算（Ⅲ）　**２０円**（４０円）
＊医師、リハビリ等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、実施計画の内容等の情報を厚生労働省に情報提供を行った場合、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算として、（Ⅰ）**５３円**（１０６円）若しくは、（Ⅱ）**３３円**（６６円）加算されます。
＊入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に情報提供等行った場合、科学的介護推進体制加算（Ⅱ）として**６０円**（１２０円）加算されます。
＊安全対策に係る外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制の整備等を行った場合、安全対策体制加算として、**２０円**（４０円）加算されます。
＊特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、退所する際に、栄養管理に関する情報提供を行った場合、退所時栄養情報連携加算として**７０円**（１４０円）加算されます。
＊協力医療機関との間で、入所者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合、協力医療機関連携加算（Ⅰ）として**１００円**（２００円）加算されます。なお、令和７年４月１日より**５０円**（１００円）加算となります。
＊厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し適切な感染対策を行った場合、新興感染症等施設療養費として１月に１回５日を限度として**２４０円**（４８０円）加算されます。
＊利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を１つ以上行った場合、生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として、**１０円**（２０円）加算されます。
＊サービス提供体制が基準に適合している場合**２２円**（４４円）加算されます。

＊介護職員処遇改善に係る基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を実施した場合、実績単位数に９．７％を乗じた単位数を加算します。

（２）その他の料金

①　食費（１日当たり）　　２，０００円　<u>※令和８年８月１日より</u>

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

③　居住費（療養室の利用費）（１日当たり）

・従来型個室　　１，７２８円

・多床室　　４３７円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が１日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧下さい。

③　理美容代　　実費

④　その他（利用者が選定する特別な食事の費用等）は、別途資料をご覧ください。

（３）支払い方法

・毎月１０日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの３方法があります。利用申込み時にお選びください。

＜別紙３＞

個人情報の利用目的

（令和８年４月１日現在）

介護老人保健施設長浜ひまわりでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
　－ＬＩＦＥを用いた厚生労働省への情報提供
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設長浜ひまわりを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住　　所
氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞
住　　所
氏　　名　　印

介護老人保健施設長浜ひまわり
管理者　米澤康宏　　殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

【本約款第１０条３項緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	